



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年2月6日金曜日 第2037号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 医療機関の指定.....               | 107 |
| 施術機関の指定.....               | 107 |
| 指定医療機関の廃止の届出.....          | 107 |
| 介護機関（居宅介護事業者）の指定.....      | 107 |
| 介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....    | 108 |
| 介護機関（介護予防事業者）の指定.....      | 108 |
| 指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出..... | 108 |
| 指定介護機関の廃止の届出.....          | 108 |
| 指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出..... | 108 |
| 医師の指定.....                 | 109 |
| 指定医師の辞退の届出.....            | 109 |
| 指定自立支援医療機関の指定.....         | 109 |
| 指定自立支援医療機関の辞退.....         | 109 |
| 保安林の指定の解除（2件）.....         | 110 |
| 基本測量の終了の通知.....            | 110 |
| 土地改良区役員の就退任の届出.....        | 110 |
| 市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....   | 110 |

### 公 告

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... | 111 |
| 土地の売払い.....                   | 111 |

### 公安委員会規則

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則..... | 112 |
|--------------------------|-----|

### 公営企業公告

|              |     |
|--------------|-----|
| 清掃業務の委託..... | 113 |
|--------------|-----|

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第167号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療

#### ○愛媛県告示第170号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成21年2月6日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護機関（居宅介護事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地        | 居宅介護事業を行う事業所 |                  | 指定年月日       |
|------------------|-------------------|--------------|------------------|-------------|
|                  |                   | 名称           | 所在地              |             |
| 株式会社信介           | 宇和島市吉田町立間尻甲554番地6 | 訪問介護ひいらぎ     | 宇和島市恵美須町二丁目4番22号 | 平成20年12月17日 |
| 社会福祉法人香南市会       | 高知県香南市赤岡町1160番地1  | グループホームけやきの里 | 新居浜市大生院154番地3    | 平成20年12月20日 |

機関を次のように指定した。

平成21年2月6日

愛媛県知事 加戸守行

| 医療機関の名称     | 開設者の氏名又は名称  | 所在地            | 指定年月日      |
|-------------|-------------|----------------|------------|
| 古賀耳鼻咽喉科     | 医療法人古賀耳鼻咽喉科 | 宇和島市御幸町二丁目6番3号 | 平成20年12月1日 |
| ちあーず歯科・小児歯科 | 野本知佐        | 伊予郡砥部町原町325-37 | 平成21年1月7日  |

#### ○愛媛県告示第168号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成21年2月6日

愛媛県知事 加戸守行

| 施術機関の名称 | 開設者の氏名又は名称 | 所在地          | 指定年月日      |
|---------|------------|--------------|------------|
| やまだ接骨院  | 山田敬司       | 宇和島市寿町二丁目4-3 | 平成21年1月16日 |

#### ○愛媛県告示第169号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成21年2月6日

愛媛県知事 加戸守行

| 医療機関の名称 | 開設者の氏名又は名称 | 所在地            | 廃止年月日       |
|---------|------------|----------------|-------------|
| 岡宮内科医院  | 医療法人岡宮内科医院 | 宇和島市広小路2番33号   | 平成20年10月19日 |
| 古賀耳鼻咽喉科 | 古賀健一郎      | 宇和島市御幸町二丁目6番3号 | 平成20年12月1日  |

|                    |                   |              |                   |             |
|--------------------|-------------------|--------------|-------------------|-------------|
| 株式会社トータル・ライフサービス愛媛 | 四国中央市三島中央一丁目1番85号 | 訪問介護事業所ケアライフ | 四国中央市三島中央一丁目1番85号 | 平成21年 1月14日 |
|--------------------|-------------------|--------------|-------------------|-------------|

○愛媛県告示第 171 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。  
平成21年 2月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 介護機関（居宅介護支援事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地      | 居宅介護支援事業を行う事業所        |                 | 指定年月日       |
|--------------------|-----------------|-----------------------|-----------------|-------------|
|                    |                 | 名称                    | 所在地             |             |
| 有限会社梅田介護サービス       | 南宇和郡愛南町御荘平城2714 | 有限会社梅田介護サービス居宅介護支援事業所 | 南宇和郡愛南町御荘平城2714 | 平成20年12月10日 |

○愛媛県告示第 172 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。  
平成21年 2月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 介護機関（介護予防事業者）の名称   | 主たる事務所の所在地        | 介護予防事業を行う事業所 |                   | 指定年月日       |
|--------------------|-------------------|--------------|-------------------|-------------|
|                    |                   | 名称           | 所在地               |             |
| 株式会社信介             | 宇和島市吉田町立間尻甲554番地6 | 訪問介護ひいらぎ     | 宇和島市恵美須町二丁目4番22号  | 平成20年12月17日 |
| 株式会社トータル・ライフサービス愛媛 | 四国中央市三島中央一丁目1番85号 | 訪問介護事業所ケアライフ | 四国中央市三島中央一丁目1番85号 | 平成21年 1月14日 |

○愛媛県告示第 173 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。  
平成21年 2月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 介護機関（居宅介護事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地     | 廃止に係る居宅介護事業を行う事業所        |                       | 廃止年月日       |
|------------------|----------------|--------------------------|-----------------------|-------------|
|                  |                | 名称                       | 所在地                   |             |
| 社会福祉法人愛隣園        | 松山市神田町3番19号    | 指定短期入所生活介護特別養護老人ホームガリラヤ荘 | 東温市松瀬川乙1020番地         | 平成20年10月31日 |
| 古賀 健一郎           | 宇和島市野川甲1289    | 古賀耳鼻咽喉科                  | 宇和島市御幸町二丁目6番3号        | 平成20年11月30日 |
| 有限会社ひまわりの郷       | 新居浜市大生院154 - 3 | 新居浜市大生院154 - 3           | 認知症対応型共同生活介護事業所まごころケア | 平成20年12月19日 |

○愛媛県告示第 174 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関を次のように廃止した旨の届出があった。  
平成21年 2月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 介護機関の名称         | 開設者の氏名又は名称    | 所在地               | 廃止年月日       |
|-----------------|---------------|-------------------|-------------|
| ガリラヤ荘           | 社会福祉法人愛隣園     | 東温市松瀬川乙1020番地     | 平成20年10月31日 |
| 宇和町特別養護老人ホーム松葉寮 | 社会福祉法人西予総合福祉会 | 西予市宇和町久枝甲1434 - 1 | 平成20年7月31日  |

○愛媛県告示第 175 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のよ

うに廃止した旨の届出があった。

平成21年 2月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 介護機関（介護予防事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地  | 廃止に係る介護予防事業を行う事業所       |                | 廃止年月日       |
|------------------|-------------|-------------------------|----------------|-------------|
|                  |             | 名称                      | 所在地            |             |
| 社会福祉法人愛隣園        | 松山市神田町3番19号 | 指定短期入所生活介護特別養護老人ホームガリヤ荘 | 東温市松瀬川乙1020番地  | 平成20年10月31日 |
| 古賀 健一郎           | 宇和島市野川甲1289 | 古賀耳鼻咽喉科                 | 宇和島市御幸町二丁目6番3号 | 平成20年11月30日 |

○愛媛県告示第176号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成21年 2月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 診断する身体障害の種類                      | 診療科名               | 病院又は診療所の名称        | 医師氏名 | 同左所在地         | 指定年月日     |
|----------------------------------|--------------------|-------------------|------|---------------|-----------|
| 肢体不自由                            | 内科・リハビリテーション科・放射線科 | 伊予病院              | 酒井啓行 | 伊予市八倉906-5    | 平成21年2月1日 |
| じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害                 | 泌尿器科               | 国立大学法人愛媛大学医学部附属病院 | 西田智保 | 東温市志津川        | 〃         |
| 〃                                | 〃                  | 〃                 | 菊川忠彦 | 〃             | 〃         |
| 〃                                | 〃                  | 〃                 | 青木克徳 | 〃             | 〃         |
| 肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害 | 外科                 | 今治市医師会市民病院        | 柳瀬尚人 | 今治市別宮町七丁目1-40 | 〃         |

○愛媛県告示第177号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成21年 2月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 診断した身体障害の種類 | 診療科名 | 病院又は診療所の名称 | 医師氏名 | 同左所在地      | 辞退年月日       |
|-------------|------|------------|------|------------|-------------|
| 視覚障害        | 眼科   | 住友別子病院     | 野口毅  | 新居浜市王子町3-1 | 平成20年12月31日 |

○愛媛県告示第178号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成21年 2月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 名称         | 所在地            | 開設者の氏名又は名称  | 担当しようとする医療の種類 | 指定年月日     |
|------------|----------------|-------------|---------------|-----------|
| チェリー薬局垣生店  | 新居浜市垣生1丁目7番21号 | 有限会社チェリー薬局  | 薬局            | 平成21年2月1日 |
| そうごう薬局今治東店 | 今治市松本町1丁目7-11  | 総合メディカル株式会社 | 薬局            | 平成21年2月1日 |

○愛媛県告示第179号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の辞退の届出があった。

平成21年 2月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 名 称   | 辞退年月日       |
|-------|-------------|
| 本町薬局  | 平成20年12月25日 |
| 真木薬局  | 平成20年12月30日 |
| おがた薬局 | 平成21年 1月10日 |

○愛媛県告示第 180 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年 2月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除に係る保安林の所在場所  
八幡浜市真網代乙94の 3、乙94の 4、乙95の 1、乙95の 3 から乙95の 5 まで、乙97の 5 から乙97の 7 まで
- 保安林として指定された目的  
魚つき
- 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第 181 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年 2月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除に係る保安林の所在場所  
南宇和郡愛南町久家 893、899
- 保安林として指定された目的  
魚つき
- 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第 182 号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第14条第 2 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成21年 2月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 作業種類 基本測量（高密度メッシュ標高データ作成作業）
- 作業期間 平成19年 9月 3日 から  
平成21年 1月 7日 まで
- 作業地域 県内全域

○愛媛県告示第 183 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、四国中央市川之江地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 2月 6日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

就 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所                   |
|-------|---------|-----------------------|
| 理 事   | 井 原 巧   | 四国中央市三島宮川 3 丁目 4 番15号 |
| "     | 薦 田 正 明 | 四国中央市川之江町656番地 1      |
| "     | 石 川 有 利 | 四国中央市川之江町2951番地       |
| "     | 星 川 安 徳 | 四国中央市金生町下分365番地       |
| "     | 石 川 静 男 | 四国中央市金生町山田井190 - 1    |
| "     | 長 野 岩 男 | 四国中央市金生町山田井1364 - 4   |
| "     | 柴 垣 隣 夫 | 四国中央市金生町山田井893 - 1    |
| "     | 石 川 邦 彦 | 四国中央市上分町720番地         |
| "     | 佐 藤 保 之 | 四国中央市上分町1199番地 1      |
| "     | 山 川 彰 夫 | 四国中央市金田町金川320番地       |
| "     | 吉 岡 秀 徳 | 四国中央市金田町金川924番地 5     |
| "     | 石 川 満 箕 | 四国中央市金田町金川1253番地      |
| "     | 矢 野 強   | 四国中央市金田町半田甲530番地      |
| "     | 喜 井 眞 澄 | 四国中央市川滝町下山2171番地      |
| "     | 篠 原 義 尚 | 四国中央市川滝町下山1772番地      |
| "     | 篠 原 共 明 | 四国中央市柴生町448番地 3       |
| "     | 石 川 辰 男 | 四国中央市妻鳥町2961番地 1      |
| 監 事   | 大 西 明   | 四国中央市金生町山田井706 - 1    |
| "     | 秦泉寺 圓 始 | 四国中央市金田町半田乙335番地      |
| "     | 毛 利 仁 弘 | 四国中央市川滝町領家1156番地      |

退 任

| 役員の種類 | 氏 名     | 住 所                   |
|-------|---------|-----------------------|
| 理 事   | 井 原 巧   | 四国中央市三島宮川 3 丁目 4 番15号 |
| "     | 薦 田 正 明 | 四国中央市川之江町656番地 1      |
| "     | 石 川 有 利 | 四国中央市川之江町2951番地       |
| "     | 星 川 安 徳 | 四国中央市金生町下分365番地       |
| "     | 白 川 溥   | 四国中央市金生町山田井210番地      |
| "     | 長 野 岩 男 | 四国中央市金生町山田井1364 - 4   |
| "     | 柴 垣 隣 夫 | 四国中央市金生町山田井893 - 1    |
| "     | 石 川 邦 彦 | 四国中央市上分町720番地         |
| "     | 佐 藤 保 之 | 四国中央市上分町1199番地 1      |
| "     | 南 量 雄   | 四国中央市金田町金川292 - 1     |
| "     | 宮 内 登   | 四国中央市金田町金川1628番地      |
| "     | 宇 高 平   | 四国中央市金田町金川1482番地      |
| "     | 矢 野 強   | 四国中央市金田町半田甲530番地      |
| "     | 喜 井 達 雄 | 四国中央市川滝町下山2178番地 1    |
| "     | 毛 利 仁 弘 | 四国中央市川滝町領家1156番地      |
| "     | 鈴 木 郁 辰 | 四国中央市柴生町339番地 2       |
| "     | 井 川 眞 治 | 四国中央市妻鳥町2670番地        |
| 監 事   | 山 下 薫 稔 | 四国中央市川之江町2902番地 5     |
| "     | 篠 永 薫   | 四国中央市上分町13番地          |
| "     | 山 川 修 一 | 四国中央市川滝町下山1740番地      |

○愛媛県告示第 184 号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・田浦地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年 2月 6日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・田浦地区）計画書の写し

- (2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成21年 2月 9日から 3月 9日まで

3 縦覧場所

今治市役所吉海支所

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年 2月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 申請年月日       | 特定非営利活動法人の名称          | 代表者の氏名  | 主たる事務所の所在地        | 定款に記載された目的   |
|-------------|-----------------------|---------|-------------------|--|
| 平成21年 1月28日 | 特定非営利活動法人<br>ハーモニーきらら | 柴 田 徳 子 | 西予市宇和町卯之町四丁目239番地 | この法人は、高齢者や心身障害者に対して生活や就労等を支援する事業を行い、これらの人々が地域社会の一員として、楽しく主体的に暮らしていただけるよう支援することで、もって公益の増進に寄与することを目的とする。 |

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年 2月 6日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
土地の売払い
- (2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

| 所在地             | 地目  | 地積      |
|-----------------|-----|---------|
| 西条市丹原町石経1148番 2 | 雑種地 | 297.85㎡ |
| 西条市丹原町石経1154番 2 | 雑種地 | 869.61㎡ |

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当しない者であること。  
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者  
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者
- (2) 入札参加申込書の提出  
この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。  
ア 提出期間  
平成21年 2月 6日（金）から平成21年 3月 6日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8時30分から午後 5時30分までをいう。）  
イ 提出場所  
愛媛県土木部河川港湾局河川課河川行政係  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 （089）912 2670

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵便等による提出の取扱い

郵便等による提出の場合は、平成21年 3月 6日（金）午後 5時30分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書、入札参加申込書の交付場所及び問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成21年 2月26日（木）午前10時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成21年 3月23日（月）午前10時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県西条市丹原町池田1611

愛媛県西条第二庁舎 2階入札室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

- 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
  - イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札の無効
  - 2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否  
要
- (5) 落札者の決定方法
  - 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (6) 売り払う土地の用途制限
  - ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。
  - イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。
  - ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。
- (7) その他  
詳細は、入札心得書による。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第 1 号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年 2月 6日

愛媛県公安委員会委員長 木 網 俊 三

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前        |          |         |    |  |  |       |           |          |    |  |  |   |       |       |         |    |  |  |       |              |          |    |  |  |
|---|--------------|----------|---------|----|--|--|-------|-----------|----------|----|--|--|---|-------|-------|---------|----|--|--|-------|--------------|----------|----|--|--|
| <p>（軽車両の乗車又は積載の制限）</p> <p><b>第10条</b> 法第57条第 2 項の規定により、軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限をこえて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 省略</p> <p>(ウ) 道路法（昭和27年法律第180号）<u>第48条の14第 2 項</u>に規定する自転車専用道路において、その乗車装置に応じた人員を乗車させている場合</p> <p>イ 省略</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p><b>別表第 1</b>（第 2 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">障害の区分</th> <th style="text-align: center;">障害の級別</th> <th style="text-align: center;">重度障害の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">下肢不自由</td> <td style="text-align: center;">1 級から 4 級</td> <td style="text-align: center;">までの各級 省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第 2</b>（第 9 条の 2 関係）</p> | 障害の区分        | 障害の級別    | 重度障害の程度 | 省略 |  |  | 下肢不自由 | 1 級から 4 級 | までの各級 省略 | 省略 |  |  | <p>（軽車両の乗車又は積載の制限）</p> <p><b>第10条</b> 法第57条第 2 項の規定により、軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限をこえて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 省略</p> <p>(ウ) 道路法（昭和27年法律第180号）<u>第48条の 8 第 2 項</u>に規定する自転車専用道路において、その乗車装置に応じた人員を乗車させている場合</p> <p>イ 省略</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p><b>別表第 1</b>（第 2 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">障害の区分</th> <th style="text-align: center;">障害の級別</th> <th style="text-align: center;">重度障害の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">下肢不自由</td> <td style="text-align: center;">1 級から 3 級の 1</td> <td style="text-align: center;">までの各級 省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第 2</b>（第 9 条の 2 関係）</p> | 障害の区分 | 障害の級別 | 重度障害の程度 | 省略 |  |  | 下肢不自由 | 1 級から 3 級の 1 | までの各級 省略 | 省略 |  |  |
| 障害の区分   | 障害の級別        | 重度障害の程度  |         |    |  |  |       |           |          |    |  |  |   |       |       |         |    |  |  |       |              |          |    |  |  |
| 省略  |              |          |         |    |  |  |       |           |          |    |  |  |   |       |       |         |    |  |  |       |              |          |    |  |  |
| 下肢不自由   | 1 級から 4 級    | までの各級 省略 |         |    |  |  |       |           |          |    |  |  |   |       |       |         |    |  |  |       |              |          |    |  |  |
| 省略  |              |          |         |    |  |  |       |           |          |    |  |  |   |       |       |         |    |  |  |       |              |          |    |  |  |
| 障害の区分   | 障害の級別        | 重度障害の程度  |         |    |  |  |       |           |          |    |  |  |   |       |       |         |    |  |  |       |              |          |    |  |  |
| 省略  |              |          |         |    |  |  |       |           |          |    |  |  |   |       |       |         |    |  |  |       |              |          |    |  |  |
| 下肢不自由   | 1 級から 3 級の 1 | までの各級 省略 |         |    |  |  |       |           |          |    |  |  |   |       |       |         |    |  |  |       |              |          |    |  |  |
| 省略  |              |          |         |    |  |  |       |           |          |    |  |  |   |       |       |         |    |  |  |       |              |          |    |  |  |

| 番号           | 路線名                 | 区間                              |
|--------------|---------------------|---------------------------------|
| 1～9<br>省略    |                     |                                 |
| 10           | 一般国道33号             | 松山市北井門二丁目18番20号から同市小坂五丁目24番1まで  |
| 11           | 一般国道33号<br>(松山外環状線) | 松山市北井門二丁目422番2から同市北井門二丁目190番1まで |
| 12～122<br>省略 |                     |                                 |

| 番号           | 路線名                 | 区間                          |
|--------------|---------------------|-----------------------------|
| 1～9<br>省略    |                     |                             |
| 10           | 一般国道33号             | 松山市北土居町513番1から同市小坂五丁目24番1まで |
| 11           | 一般国道33号<br>(松山外環状線) | 松山市北土居町422番2から同市北井門町190番1まで |
| 12～122<br>省略 |                     |                             |

**附 則**

この規則は、平成21年2月10日から施行する。

**公営企業公告**

**○公 告**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年 2月 6日

愛媛県立中央病院長  
梶 原 眞 人

**1 入札に付する事項**

- (1) 件名  
清掃業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量  
愛媛県立中央病院清掃業務 一式
- (3) 委託業務の内容等  
入札説明書及び仕様書等による。
- (4) 委託期間  
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所  
愛媛県立中央病院及び愛媛県立中央病院東洋医学研究所並びに愛媛県立中央病院研修棟
- (6) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

- 知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 委託業務と同程度の清掃業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
  - (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

**3 入札書の提出場所等**

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
愛媛県立中央病院事務局総務課会計係  
〒790 0024  
愛媛県松山市春日町83番地  
電話 (089)947 1111 内線 2228
- (2) 入札書の受領期限  
平成21年3月27日(金)午後2時00分
- (3) 入札説明書の交付等  
ア 交付期間  
平成21年2月6日(金)から3月19日(木)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。))の午前8時30分から午後5時15分までをいう。  
イ 交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成21年3月27日(金)午後2時00分  
愛媛県立中央病院 東洋医学研究所 1階 会議室

**4 その他**

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。  
なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第 176 条において例によることとされる愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Cleaning Services for Ehime Prefectural Central Hospital , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m. , 27 March 2009
- (3) For further information , please contact: Accounting Section , General Affairs Division , Secretariat , Ehime Prefectural Central Hospital , 83 Kasugamachi , Matsuyama , Ehime 790 0024 Japan  
TEL 089 947 1111 Ext 2228